

(1) 県民が実際に行動することへの動機づけを行う広報に関する参考資料

県民が楽しんで健康づくりを行えるようなイベントを主催するなど、県民に行動する機会を設けるとともに、次に掲げるような健康づくりにつながる項目の実施（達成）に対して、インセンティブを付与する仕組み（以下単に「事業」という。）を構築、運営する。

1 対象期間（スケジュール）

契約締結から令和8年3月末まで

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| ① 事業の広報           | 契約締結後速やかに |
| ② 健康づくりにつながる取組の実施 | 随時        |
| ③ 県民の応募期限         | 令和8年2月    |
| ④ インセンティブの付与      | 令和8年3月    |

※より効果的なスケジュールが存在する場合は、提案により採用する可能性がある。

2 事業の内容

保険者（鳥取県、市町村、国保組合、鳥取県後期高齢者医療広域連合など）の実施する健康づくりに関する取組や、提案者の実施する健康づくりイベント、本会の実施するイベント・取組（以下単に「健康づくりにつながる項目」という。）の実施に対して、インセンティブを付与する。

<事業の構築>

事業の企画、運営を行うこと。（周知、応募に係るホームページの作成などを想定。）

事業の管理において、既存の民間サービス（アプリ等のインフラ）を活用することも可能とするが、その費用は、見積金額に含めること。

<事業の運営>

事業の運営を行うこと。

県民の項目の実施状況の管理は、受託者で実施すること。ただし、一部保険者又は連合会が保有する個人情報管理に使用する場合、本会又は保険者で実施するものもある。

（応募する県民をユーザ管理し実施都度に管理する方式、応募時に県民が項目をすべて入力する方式など、どのような方式でも可能とするが、県民が参加しやすい方法とすること。）

<事業の広報>

事業を周知する広報を実施すること。

健康づくりにつながる取組の内容は、随時変更される可能性があるため、随時、変更が可能な広報手法（ホームページ等）を含めること。

<健康づくりにつながる取組の例とその実施の確認方法と必須項目>

- ・（必須※）県内国保の特定健診受診、後期高齢者医療の高齢者健診の受診など

保険者の同意があれば、年度末に健診受診者と応募者の突合を実施する。

※保険者との調整によっては、特定健診に限らない一般健診・人間ドックを含む内容等への変更や、異なる形になる可能性あり。

（確認が難しい場合は、本人の自己申告。突合は、個人情報も多く含む可能性があるため、突合は、本会又は保険者で実施する。）

- ・（必須）とっとり健康＋プラスの登録

ユーザ登録した際のメールアドレスで確認する。

- ・（必須）本会の実施する「とっとり健康増進フォーラム（10/13）」の参加  
イベント参加者に、キーワードを配布し、応募フォームで入力することで確認。  
（イベント関係は他も同様。）
- ・（必須）けんこうのびのびフォト川柳コンテスト（仮）への応募  
コンテスト応募時のメールアドレスで確認する。
- ・（必須）市町村等の実施する健康づくりイベントの参加
- ・提案者が実施する健康づくり広報（イベント等も含む。）への参加  
業務仕様書 5（2）の広報と連介した内容を想定。

※「必須」は、事業の対象とすることを必須としているもの、その他提案者の提案や協議により追加することを検討。

#### ＜インセンティブの内容＞

効果的な募集とするため、インセンティブの内容を選択し、提供すること。

全員（又は先着）のインセンティブ、応募者からの抽選、又はその組み合わせなど、効果的な方法を検討し、提案者で選択すること。

インセンティブの内容は、鳥取県に関するもの、健康づくりに関連するもの、その他公的団体が関与する内容としてふさわしいものを選択すること。（ビットコイン等の投機的な商品は不可。）